

軽井沢町 宿泊税 特別徴収の手引き



軽井沢町 税務課 地域振興税係

目 次

第1章 宿泊税について	2
1 宿泊税の目的と使途	2
2 宿泊税の徴収方法	2
第2章 宿泊税の仕組み	3
1 課税客体・納税義務者	3
2 免税点・課税免除	3
3 宿泊料金	8
4 税率	1 1
第3章 宿泊税の申告納入など	1 2
1 宿泊税の申告納入	1 2
2 申告納入期限の特例	1 4
3 納入義務の免除・還付	1 6
4 更正の請求	1 7
第4章 帳簿等の記載・保存など	1 8
1 帳簿等の記載・保存	1 8
2 領収書等への表示	1 9
第5章 その他	2 0
1 特別徴収義務者報償金	2 0
2 調査等	2 0
3 加算金	2 1
4 延滞金	2 1
5 罰則規定	2 2
6 不服申立て	2 3
7 お問い合わせ先	2 3

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と使途

宿泊税は、暮らす人と訪れる人がともに心地よく過ごせる高原観光地づくりのための施策に要する費用に充てるため、導入する法定外目的税です。

宿泊税による税収を活用して、次のような施策を実施します。

- ・豊かな自然環境を守り自然やまちなみ景観が際立つ町づくり
- ・防災・医療体制の充実や、サイクリングロードの整備など誰もが安心して過ごせる町づくり
- ・また来たい・もっと滞在したいと感じる、魅力あふれる町づくりや宿泊施設の整備
- ・徴収経費・広報経費等

税の具体的な使途につきましては、随時ホームページでお知らせいたします。



2 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は「宿泊者」ですが、町が宿泊者から直接徴収するのではなく、

- ・宿泊施設において宿泊者から徴収し、
- ・宿泊施設の経営者が軽井沢町に申告納入をしていただきます。

このような制度を「特別徴収制度」といいます。



(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。

宿泊施設の経営者(特別徴収義務者)は、宿泊税の徴収、町への申告納入、帳簿等の記載・保存及びこれらに関連する手続きを行う必要があります。

第2章 宿泊税の仕組み

1 課税客体・納税義務者

課税対象となる行為(課税客体)は、宿泊施設における宿泊料金を受けて行われる宿泊であり、その宿泊者(納税義務者)に課税されます。

➤ 宿泊料金とは

宿泊者が宿泊施設における宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額をいいます。食事代や消費税等を除いた、素泊まり・税抜きの料金です。

➤ 宿泊とは

一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取扱うものを宿泊とします。

➤ 宿泊者とは

宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、宿泊した者をいいます。宿泊した者が実際に宿泊料金を支払ったかどうかは問いません。別の第3者が支払った場合にも、宿泊した者が「納税義務者」となります。

2 免税点・課税免除

(1) 免税点

宿泊料金が1人1泊につき 6,000円未満の宿泊に対しては、宿泊税は課されません。

(2) 課税免除(学校の教育活動又は研究活動等としての宿泊等)

学校の教育活動又は研究活動として宿泊する場合や、保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合などは、宿泊税の課税が免除となります(課税免除の対象は下表のとおり)。

対象の宿泊	対象施設・団体	対象の活動	対象者
学校の教育活動 又は研究活動 としての宿泊	・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・大学 ・高等専門学校	・学校が編成した教育課程に基づく教育活動又は研究活動 ・大学又は高等専門学校が主催する学校の行事 ・学校が作成する教育計画に基づき実施する課外活動 ・学校公認の学内学生団体が当該団体の作成する活動計画(学校の長があらかじめ承認したものに限り)に基づき実施する課外活動 (<u>当該学校の長がその旨を証明するものに限り</u>)	・学校の幼児、児童、生徒、学生 ・上記の者の引率者

保育所等の施設が主催する行事としての宿泊	・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う施設 ・認可外保育施設	・保育所等の施設が主催する行事 (<u>当該施設の長がその旨を証明するものに限る</u>)	・満3歳以上の幼児 ・上記幼児の引率者
フリースクールが主催する行事としての宿泊	・地方公共団体が認定等をするフリースクール	・フリースクールが教育の目的で主催する行事 (<u>当該フリースクールの長がその旨を証明するものに限る</u>)	・フリースクールの児童又は生徒 ・上記の者の引率者
中学校の部活動の地域展開に伴う地域クラブ活動としての宿泊	・地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた認定地域クラブ活動(認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動を含む)を主催する団体	・認定地域クラブ活動 (<u>当該クラブ活動を主催する団体の長がその旨を証明し、かつ、認定を受けた活動であることを地方公共団体の長又は教育委員会が証明するものに限る</u>)	・認定地域クラブ活動に参加する中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む)の生徒 ・上記の者の引率者

【宿泊施設における手続き】

- ① 宿泊に際して学校等が作成した「**学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書**」又は「**認定地域クラブ活動であることの証明書**」を受領することにより課税免除の対象となる宿泊を確認してください。
- ② 受領した証明書は、宿泊施設において**5年間保存**してください。(町への証明書提出は不要ですが、町の税務調査等において証明書の確認を行う場合があります。)

参考:学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書(イメージ)

学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書		
宿 泊 日	年 月 日 から 年 月 日まで	() 泊
学 校 等 の 種 別	☐ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校 特別支援学校、大学、高等専門学校	
	☐ 保育所	
	☐ 幼保連携型認定こども園	
	☐ 保育施設（家庭の保育事業、小規模保育事業、 事業所内保育事業）	
	☐ 地方公共団体の長又は教育委員会が認定等	
活 動 の 概 要	☐ 修学旅行	
	☐ 学校行事（保育所、幼保連携型認定こども園、保育施設、フリースクールの 主催行事を含む）	
	☐ 部活動・サークル活動（※2）、課外活動	
	☐ その他の活動（ ）	
宿 泊 施 設 名 称		
課 税 免 除 対 象 の 宿 泊 人 数（※3）		
備 考		

※1 単に、地方公共団体等から補助金を受けているというだけでは対象になりません。地方公共団体等が設定する認証（又はこれに類するもの）の基準を満たすフリースクールが対象になります。証明書の提出に当たっては、認定等を受けていることを証する書類（例・認定証の写し）を添付してください。

※2 対象となる部活動・サークル活動は以下全ての要件を満たすものをいいます。

(1)小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の場合

- ・学校の教育計画に基づいて行われる活動であること

(2)高等専門学校及び大学の場合

- ・学校の長により設立が承認された学内の学生の団体であること
- ・学校の長にあらかじめ承認された、当該団体の作成する活動計画に基づいて行われる活動であること

※3 課税免除対象の宿泊人数には、教育活動又は研究活動等に参加している生徒等及び引率者が含まれています。

- ・引率者とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

上記の宿泊については、軽井沢町宿泊税条例第3条に規定する宿泊に該当するものであることを証明します。

年 月 日

所在地

学校

学校長

学校長名又は施設長名の押印の確認をお願いします。

印

注 学校、施設又はフリースクールにおいては、当該証明書の発行に係る証拠書類を5年間保存してください。

参考:認定地域クラブ活動であることの証明書(イメージ)

(処理様式第2号)

認定地域クラブ活動等であることの証明書		
宿 泊 日	年 月 日 から 年 月 日まで	() 泊
地域認定クラブの 名 称		
地域クラブ活動の 種 類 (※1)	☐ 地方公共団体の長又は教育委員会から認定 ☐ 地方公共団体が自ら運営団体・実施主体と 地域クラブ活動 ☐ 認定を受けるための所定の要件を備 村等が適切な指導助言等を行うことにより、 クラブ活動	
宿 泊 施 設 名 称		
課 税 免 除 対 象 の 宿 泊 人 数 (※2)		
備 考		

※1 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に定める認定要件及び認定手続きに基づき、中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化活芸術活動として、地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた(又は認定を受けたものとみなされた)地域クラブ活動が対象です。

※2 課税免除対象の宿泊人数には、認定地域クラブ活動に参加している生徒等及び引率者が含まれています。

- ・中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の中学部を含む)の生徒が対象です。
- ・引率者とは、生徒の引率を行う指導者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、応援の保護者や審判等は該当しません。

上記の宿泊については、軽井沢町宿泊税条例第3条第3号に規定する宿泊に該当するものであることを証明します。

年 月 日

認定地域クラブ活動を運営する団体の代表者

代表者名の押印の確認をお願いします。

印

地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた又は認定を受けたものとみなされた「地域クラブ活動」であることを証明します。(※3)

年 月 日

地方公共団体の長又は教育委員会の押印の確認をお願いします。

印

※3 地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けていることを証する書類(写し)の添付により、証明を省略することができます。

注 認定地域クラブ活動を運営する団体においては、当該証明書の発行に係る証拠書類を5年間保存してください。

(3) 課税免除(外国の大使等の任務遂行に伴う宿泊)

外国の大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととされています。

課税免除の取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」(消費税法基本通達)に準ずるものとし、町から承認を受けた課税免除対象施設における宿泊で、宿泊に際して外国の大使等から証明書(免税カード)の提示があった場合のみ課税免除となります。

【対象となる宿泊施設】

宿泊税課税免除施設として町から承認を受けた宿泊施設

(外国公館等に対する消費税免税店舗として国税庁長官の指定を受けている施設)

【対象となる宿泊】

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者及びその家族の宿泊

【宿泊施設における手続き】

- ① 宿泊税の課税が免除される施設としての指定を受けようとする場合は、「外国大使の課税免除施設承認申請書」により、事前に町に対して申請してください。詳しい申請方法等については町までお問い合わせください。

(注)この申請が行えるのは、外国公館等に対する消費税の免税店舗として国税庁長官の指定を受けている施設の経営者の方のみです。

- ② 宿泊に際して、外国の大使等から消費税の免除のための「免税カード」の提示を受けて、課税免除の対象となることを確認してください。

(注)宿泊に係る消費税が免除となる場合に限り、宿泊税も課税免除となります。

3 宿泊料金

(1) 宿泊料金の定義

宿泊者が宿泊施設における宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額をいいます。

	区分	具体例
宿泊料金に 含まれる もの	宿泊の利用行為に係る対価又は負担として 宿泊者の意思に関わらず請求される金額	清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代等及びこれらに係るサービス料、奉仕料など
宿泊料金に 含まれない もの	宿泊に伴い提供される 飲食、遊興、施設(客室を除く)の利用等の 対価に相当する金額	食事代など
	税額に相当する金額	消費税、地方消費税、入湯税など
	立替金等の 宿泊の対価としての性格を有しないもの に相当する金額	タクシー代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代など
	宿泊者が任意で支払った金額	心付け、チップ、祝儀など

(2) 宿泊料金の考え方

例1 1泊2食付きなど食事代込みの料金設定しかない場合

- ・ 食事付きの料金の設定しかない場合は、各宿泊施設でその実態に応じ、適切に宿泊料金と食事代を分けて算定します。
- ・ また、食事代の除外がどうしてもできない場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。
- ・

例2 朝食無料サービス等の取扱い

- ・ 朝食無料サービスなど、無料で食事が提供される場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例3 税込み宿泊料金の場合

- ・ 消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は宿泊料金の総額に他の税に相当する金額を含んでいる場合は、宿泊料金の総額からそれらの税に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

例4 宿泊料金の割引・優待等がある場合

- ・ 会員割引、株主優待などにより、宿泊施設が自ら通常の宿泊料金の一定割合又は金額を割引きした場合には、割引き後の額を宿泊料金とします。宿泊施設独自の制度等に基づくポイント等を利用した割引きについても同様です。
- ・ ただし、旅行会社やカード会社が宿泊者にポイントを付与して、これにより割引きを行う場合は割引き前の金額を宿泊料金とします。

例5 補助金・助成金等(第三者からの支払い)がある場合

- ・ 宿泊に対する補助金、助成金等、宿泊者以外の者(第三者)から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額がある場合には、その第三者が支払うべき額と宿泊者が支払うべき金額とを合算した額を宿泊料金とします。

例6 企画旅行における宿泊料金の取扱い

- ・ 予め又は旅行者からの依頼により旅行業者が旅行計画を作成する企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの料金(食事等の付帯サービスの料金相当分を除く。)を宿泊料金とします。

例7 旅行業者が宿泊施設や乗車券等のサービスを手配する手配旅行等において、宿泊施設が宿泊料金の一定割合を取扱手数料として旅行業者(手配業者)に支払う場合

- ・ 宿泊施設が宿泊料金の一定割合を旅行業者に取扱手数料として支払う場合は、取扱手数料を控除する前の金額を宿泊料金とします。

例8 連泊割引がある場合

- ・ 連続して宿泊(連泊)した場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。
(例:1人が3泊した場合 $1人 \times 300 \text{ 円} \times 3 \text{ 泊} = 900 \text{ 円}$)
- ・ 連泊したことにより連泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引した金額を宿泊料金とします。
- ・ 連泊期間を一括して割引きを行った場合は、割引き後の宿泊料金の総額を宿泊数で除した額を宿泊料金とします。

例9 時間延長がある場合

- ・ 宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合は、宿泊施設がその延長に係る料金を宿泊料金として取り扱っていれば、その額を宿泊料金に含めます。
- ・ ただし、延長に係る料金を宿泊施設が宿泊料金として取り扱っていなければ、延長に係る料金は宿泊料金に含みません。

例10 外貨建て取引による場合

- ・ 外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値(TTM)の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。
- ・ 具体的な取扱いについては「外貨建取引に係る会計処理等」(法人税基本通達)に準じます。

例 11 1人当たりの宿泊料金の設定がない客室の場合の取扱い

- ・ 1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金の設定がない場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。この場合、客室ごとに宿泊料金や宿泊者数が異なるときは、各客室の宿泊料金及び宿泊者数により、客室ごとに1人当たりの宿泊料金を算出します。(下記「ア」・「イ」参照)
- ・ 子どもによる無料の添い寝利用など、宿泊料金が発生しない宿泊者がいる場合は、その者を宿泊者数から除外して1人当たりの宿泊料金を算出します。(下記「ウ」参照)
- ・ 宿泊者が支払うべき宿泊料金に、エキストラベッド代など特定の宿泊者に帰属しない金額が含まれる場合は、当該金額を含む宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。(下記「エ」参照)
- ・ 宿泊者が支払うべき宿泊料金に、ベビーベッド代など特定の宿泊者に帰属することが明らかな金額が含まれる場合は、当該金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に扱い、1人当たりの宿泊料金を算出します。(下記「オ」参照)

【1室税抜き 20,000 円 (ツインルーム) / 宿泊税 1人1泊につき 300 円の場合】

ア 1人で宿泊 (いわゆるシングルユース)

$20,000 \text{ 円} \div 1 \text{ 人} = 20,000 \text{ 円} \cdots$ 【宿泊税 300 円×1人】

イ 2人で宿泊

$20,000 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} = 10,000 \text{ 円} \cdots$ 【宿泊税 300 円×2人】

ウ 大人2人、子ども1人 (添い寝無料) で宿泊

$20,000 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} = 10,000 \text{ 円} \cdots$ 【宿泊税 300 円×2人】

※宿泊料金が無料の子ども1人は宿泊者数から除外

エ 3人で宿泊 (エキストラベッド代 7,000 円)

$(20,000 \text{ 円} + 7,000 \text{ 円}) \div 3 \text{ 人} = 9,000 \text{ 円} \cdots$ 【宿泊税 300 円×3人】

オ 大人2人、乳児1人で宿泊 (ベビーベッド代 2,000 円)

$20,000 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} = 10,000 \text{ 円} \cdots$ 【宿泊税 300 円×2人】

$2,000 \text{ 円} \div 1 \text{ 人} = 2,000 \text{ 円} \cdots$ 【宿泊税の課税対象外】 ※乳児1人分は別に取扱い

4 税率

宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次のとおりです。

宿泊年月日	宿泊料金	税率	内訳	
			県税	町税
R8.6.1～ R11.5.31 (制度開始3年間)	6,000 円未満	(免税)		
	6,000 円以上 10,000 円未満	200円	100円	100円
	10,000 円以上 100,000 円未満	250円	100円	150円
	100,000 円以上	700円	100円	600円
R11.6.1 以降	6,000 円未満	(免税)		
	6,000 円以上 10,000 円未満	300円	150円	150円
	10,000 円以上 100,000 円未満	350円	150円	200円
	100,000 円以上	800円	150円	650円

第3章 宿泊税の申告納入など

1 宿泊税の申告納入

特別徴収義務者は、原則、**毎月末日まで**に、前月に徴収すべき宿泊税について、宿泊施設ごとに、町への申告及び納入の手続きが必要です。

下記2つの書類を提出
してください！



(1) 申告手続きについて

【提出書類】

1. 宿泊税納入申告書(様式第1号) ※eL-TAX にて申告される場合には、入力画面が宿泊税納入申告書(様式第1号)の代わりとなるため、**任意様式の月計表のみ添付**してください。
2. 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記入された書類(宿泊税月計表※など) ※記載項目が同様のものであれば、任意の様式で可



様式等は HP へ
掲載しております！

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [暮らし・手続き](#) > [税金](#) > [宿泊税](#) > [宿泊税](#) > [申告・納入について](#)

【提出期限・提出先等】

次のいずれかの方法で提出してください。

- eLTAX を利用した電子申告(※)
- 軽井沢町へ郵送または持参

メール
は不可



a. 郵送

下記住所へ郵送してください。

「宿泊税納入申告書在中」
と記載！

〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町役場 税務課 地域振興税係 宛

税務課②



b. 窓口

軽井沢町役場 税務課2番窓口に提出してください。

※ 電子申告の詳細は「**電子申告・電子納税の手引き(HP 掲載)**」をご確認ください。

【注意点】

- ・ 申告手続きは、「宿泊施設ごと」かつ「月ごと」に必要となります。
- ・ **申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告手続きを行ってください。**
- ・ 月末が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、次の平日が申告の期限になります。
- ・ 12月の申告期限は翌年1月4日(この日が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、次の平日)です。

(2) 納入手続きについて

下記いずれかの方法で納入してください。

- eLTAX を利用した電子納税

- 「宿泊税納付書(※)」により納入

下記いずれかの金融機関にて納入いただくと手数料がかかりません。

- 軽井沢町役場 会計課(①番窓口)
- 八十二長野銀行 本店・支店
- 上田信用金庫 本店・支店
- 長野県信用組合 本店・支店
- 佐久浅間農業協同組合 軽井沢支店

※宿泊税納付書

窓口にて申告書をご提出いただいた方に、**その場でご用意**いたします。
郵送で提出書類をご提出された方で納付書が必要な場合は、**返送用封筒(切手を貼り、宛名を記載した状態)を同封**のうえ、**納付書が必要である旨を記載**してください。

- 下記口座へ振り込み

八十二長野銀行 中軽井沢支店 普通預金 口座番号 24番

口座名義人:軽井沢町 **振込手数料はご負担ください**

確実な照合のため、お振込みの際は下記 2 点についてご留意いただけますと幸いです。

①振込者名義の変更

振込者様のお名前を「証票番号 + AT + 施設名(文字数制限まで)」にご変更のうえ、お手続きをお願いいたします。

(※「AT」は Accommodation Tax の略です)

②お振込みのタイミング

郵送で申告をいただく場合は、申告書を発送した翌営業日以降にお振込みをお願いいたします。

【注意点】

- ・ 月末が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、次の平日が納入の期限になります。
- ・ 12 月の納入期限は翌年 1 月 4 日(この日が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、次の平日)です。

2 申告納入期限の特例

(1) 申告納入期限の特例とは

特例措置の適用を申請する場合は、「宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書(様式第2号)」を、適用を開始しようとする月の前々月末日までに提出する必要があります。

特例の適用対象月	特例の適用を受けた場合の申告納入期限	特例適用の申請期限
1 2月～2月 宿泊分 (1～3月申告納入分)	3月末日	1 1月末日
3～5月 宿泊分 (4～6月申告納入分)	6月末日	2月末日
6～8月 宿泊分 (7～9月申告納入分)	9月末日	5月末日
9～1 1月 宿泊分 (1 0～1 2月申告納入分)	1 2月末日	8月末日

特例適用の指定を受けた場合は、その取消しが無い限り、次年度以降も特例の適用は継続されます。



【特例の適用要件】

令和9年～13年における適用要件についてはHPをご確認ください。

内容	令和8年度	平年時
納入額	令和8年6月～8月の納入額が 60万円 以下	適用年の前々年の12月～前年の11月の納入額が 360万円 以下
経営開始登録日	いずれも下記期日より前に行われている ①経営開始： 令和7年10月1日 ②特別徴収義務者としての登録の申請： 令和8年6月6日	いずれも下記期日より前に行われている ①経営開始：適用年の 前年の1月1日 ②特別徴収義務者としての登録の申請：適用年の 前年の9月1日
その他	令和8年6月1日以後に ・宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないこと ・その他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。 ・町税に係る徴収金を滞納していないこと。 ・以前この指定を取り消されたことがある場合は、取り消されてから1年以上経っていること。	適用年の前年の1月1日以後に ・宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないこと ・その他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

【申請にあたっての注意点】

- ・ 申請は宿泊施設ごとに行う必要があります。
- ・ 特例適用の指定を受けた場合は、その取消しが無い限り、次年度以降も特例の適用は継続されます。
- ・ 特例の適用については、町からの通知する指定通知書に記載された「**特例が適用されることとなる年月**」からとなります。**特例が適用される年月までは原則どおり毎月の申告納入が必要です。**
- ・ 宿泊税の課税開始後、**最短で特例措置を受けるには、令和8年11月末までに申請をいただき、令和8年12月から特例措置が適用される形となります。**

《例》

- ・ 令和9年5月末日までに特例の適用を申請
- ・ 町からの指定通知書に「**令和9年7月申告納入分(令和9年6月宿泊分)**から」適用と記載
 - ➡ 令和9年5月申告納入分(令和9年4月宿泊分)・・・令和9年**5月末日**までに申告納入(**原則どおり**)
 - 令和9年6月申告納入分(令和9年5月宿泊分)・・・令和9年**6月末日**までに申告納入(**原則どおり**)
 - 令和9年7月申告納入分(令和9年6月宿泊分)・・・令和9年**9月末日**までに申告納入※(**特例適用**)

※ 令和9年8月及び9月申告納入分と合わせて申告納入

【指定の取消し】

特例の適用要件を満たさなくなると認められる場合は、町から指定取消通知書を通知します。指定が取り消された場合、原則どおり毎月の申告納入が必要です。

3 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることのできない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で、納入義務を免除します。

【納入義務の免除となる例】

- ・納税義務者（宿泊者）が破産、整理等の法的手続きに入り、支払い不能となったため、特別徴収義務者が宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・宿泊者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、特別徴収義務者が宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の納入ができなくなった場合

(2) 還付

既に納入した宿泊税について、納入義務の免除に該当する場合は当該宿泊税分を還付します。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に県税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当する場合があります。

(3) 申請手続き

納入義務の免除又は還付を受けようとする場合は、下記のとおり申請してください。詳しい申請方法等については町までお問い合わせください。

【申請書類】

- 宿泊税還付・納入義務免除申請書(様式第7号)
- 罹災証明、被害届等の申請する理由を証明する書類

【申請時期】随時

【申請先】 軽井沢町

4 更正の請求

(1) 更正の請求

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求をすることができます。

(2) 更正の請求ができる期間

更正の請求ができるのは、原則として納入期限から **5 年以内**とされています。
(申告納入期限の特例適用を受けている場合は、その納入期限から 5 年以内)

(3) 更正を請求する場合の手続き

「更正請求書」による請求手続きが必要となります。詳しい請求方法等については町までお問い合わせください。

また、更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、宿泊施設の帳簿等を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

第4章 帳簿等の記載・保存など

1 帳簿等の記載・保存

徴収すべき宿泊税の税額を適正に把握し、適正な申告納入手続きを行っていただくため、特別徴収義務者においては、**宿泊施設ごとに、帳簿の記載、書類の作成及びそれぞれの保存を行っていただく必要があります。**

(1) 帳簿・書類の記載事項、保存期間

区分	記載事項	保存期間
帳簿	○ 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除の対象となる宿泊者数及び宿泊税額 ※ 上記の事項が網羅されたものであれば、業務上作成している帳簿等(総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、売上帳、仕入帳等)をもって「帳簿」とできます。	納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から 5年間
書類	○ 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税額 ※ 上記の事項が網羅されたものであれば、業務上作成している書類等(棚卸表、貸借対照表、損益計算書、契約書、領収書、予約表等)をもって「書類」とできます。	当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から 5年間

区分	宿泊年月日	宿泊料金	宿泊者数	課税対象となる宿泊者数	課税免除の対象となる宿泊者数	宿泊税額
帳簿	○	○	○	○	○	○
書類	○	○	○			○

(2) 帳簿・書類の電磁的記録等

帳簿・書類を、条例の規定によりコンピュータを使用して作成する場合、宿泊税条例及び条例施行規則に定める一定の要件※を満たせば、**電子データでの記録(電磁的記録)の備付け・保存をもって、紙での備付け・保存に代えることができます。**

また、書類の保存に関しては、宿泊税条例及び条例施行規則に定める一定の要件※を満たせば、当該書類をスキャナで読み取った電子データの保存(スキャナ保存)をもって、紙での保存に代えることができます。

※ 電磁的記録及びスキャナ保存のための要件については、国税及び地方税に関する法令の規定に準ずるものです。

2 領収書等への表示

宿泊料金の領収書等には、宿泊税の名称とその額の表示をお願いします。

税の名称表示は、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

なお、**宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。**

【例1】合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領収書		
〇〇〇様		
〇〇〇号室 人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	300円
	合計	11,300円
軽井沢町〇〇 〇〇年〇〇月〇〇日 長野県〇〇市〇〇〇 〇〇〇〇ホテル		
印 紙	受領印	

【例2】宿泊税額を別に計上する場合

領収書		
〇〇〇様		
〇〇〇号室 人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	合計	11,000円
	上記のほか、宿泊税額300円を領収しました	
軽井沢町〇〇 〇〇年〇〇月〇〇日 長野県〇〇市〇〇〇 〇〇〇〇ホテル		
印 紙	受領印	

【例3】客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

領収書		
〇〇〇様		
〇〇〇号室 人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,300円
	合計	11,300円
上記金額には、消費税額等1,000円及び 宿泊税額300円が含まれています。		
〇〇年〇〇月〇〇日 軽井沢町〇〇 〇〇〇〇ホテル		
印 紙	受領印	

第5章 その他

1 特別徴収義務者報償金

(1) 特別徴収義務者報償金とは

宿泊税の特別徴収制度の円滑な運営を図り、納期内納入を促進するとともに宿泊税収入を確保することを目的として、所定の要件を満たした場合に、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を特別徴収義務者に交付するものです。

(2) 交付時期・交付率等

・交付時期:年1回

期間(納入月)	交付率(納期内納入額に乘じる)	
令和8年7月 ～令和13年6月分 (制度開始5年間)	算定期間におけるすべての申告及び納入を納期内に行った場合	3.0%
	上記を満たし、かつ、算定期間におけるすべての申告を電子申告により行った場合	3.5%
令和13年7月以降分	算定期間におけるすべての申告及び納入を納期内に行った場合	2.5%

詳細は町 HP をご確認ください。

2 調査等

(1) 町による調査等

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認のため、町の職員(または委託業者)が宿泊施設の実地調査や申告指導を行うことがあります。公平・公正な税務行政の運営のためご協力をよろしくお願いします。

(2) 更正・決定

町による実地調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実等が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、更正・決定を行います。

更正・決定を行った場合は、町から納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

更正	申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分 ※「更正の請求」については、16 ページを参照ください。
決定	申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分

3 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

項目	内容		加算金の割合	
過少申告 加算金	納入申告書の提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき		更正による不足税額の10%	不足税額のうち、一定金額を超える部分について、さらに5%が加算
不申告 加算金	① 期限後に納入申告書の提出があったとき		申告税額の15%※1	左記①～③の場合で、納入すべき税額のうち、 ・50万円超300万円以下の部分については、更に5%が加算 ・300万超の部分については、更に15%が加算
	② 納入申告書の提出がないため決定があったとき		決定税額の15%※1	
	③ ①②の場合について、更正があったとき		更正による不足税額の15%※1	
	④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき		申告税額の5%※2	
重加算金	事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき	過少申告加算金に関するもの	過少申告加算金10%に代えて35%※1	
		不申告加算金に関するもの	不申告加算金15%に代えて40%※1	

※1 不申告加算金(上記①～③に該当するもの)又は重加算金を課された者が、5年以内に再び不申告加算金(上記①～③に該当するもの)又は重加算金を課された場合などは、不申告加算金又は重加算金が更に10%加算されます。

※2 期限後に提出した納入申告書が、本来の期限から1月以内に提出されていることなど一定の要件を満たす場合は加算金が課されないことがあります。

4 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

(1) 延滞金の計算方法

納入期限の翌日から1か月を経過する日までの割合	税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額 ただし、延滞金特例基準割合※が年7.3%未満の場合は、その年内は延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合と年7.3%のいずれか低い割合となります。
納入期限の翌日から1か月を経過した日以後の割合	税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額 ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%未満の場合は、その年内は延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合となります。

※ 延滞金特例基準割合とは

各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合のこと。

(2) 端数処理

延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

また、その税額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

算出された延滞金額が1,000円未満である場合は、延滞金はかかりません。

5 罰則規定

宿泊税に関する罰則については、宿泊税条例や地方税法等の法令に基づき取り扱います。

宿泊税の申告や納入についてお困りの点がございましたら、町までご相談ください。

区分	条項	内容	罰則等
宿泊税条例 における 罰則規定	第 21 条	特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪	1年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
		帳簿の記載義務違反等に関する罪	
	第 22 条	納税管理人に係る不申告に関する過料	10 万円以下の過料
地方税法 における 罰則規定	第 21 条	不納 ^{せん} 煽動に関する罪	3年以下の拘禁刑又は 20 万円以下の罰金
	第 22 条の 2	虚偽の更正の請求に関する罪	1年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
	第 733 条の 5	検査拒否等に関する罪	1年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
	第 733 条の 7	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	30 万円以下の罰金
	第 733 条の 8	納税管理人に係る不申告に関する過料	10 万円以下の過料
	第 733 条の 21	脱税等に関する罪	5年以下の拘禁刑若しくは 100 万円以下の罰金 又は併科
	第 733 条の 25	滞納処分に関する罪	3年以下の拘禁刑若しくは 250 万円以下の罰金 又は併科
	第 733 条の 26	滞納処分に関する検査拒否等の罪	1年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
	第 733 条の 26 の 2	滞納処分に関する虚偽の陳述の罪	6月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金

6 不服申立て

課税の決定や滞納処分等について不服があるときは、町に対して審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分(主なもの)

- 税額の更正・決定
- 加算金の決定
- 更正の請求の否認
- 特別徴収義務者の指定
- 還付・納入義務免除の決定
- 申告納入期限の特例の適用者不指定・指定取消

(2) 審査請求のできる期間

審査請求のできる期間は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内です。

(3) 手続き

所定の事項を記載した審査請求書正副 2 通を、町に対して提出してください。

7 お問い合わせ先

■ 宿泊税の制度・納税に関すること

税務課 地域振興税係

☎ 0267-45-8514

✉ shinkozei@town.karuizawa.nagano.jp

■ 宿泊税の用途に関すること

観光経済課 観光商工係

☎ 0267-45-8579

✉ kankoshoko@town.karuizawa.nagano.jp